

県警本部が管理している行政文書の罹災状況等について

1 文書の罹災状況

令和2年7月豪雨災害により、3警察署において保存していた文書が罹災。

(1) 八代警察署

八代市坂本町に所在する坂本駐在所（平屋建て）が屋根付近まで水没し、保存期間中文書（34冊）及び保存期間満了後の文書（12冊）、計46冊が泥土により汚損。

【汚損の状況】

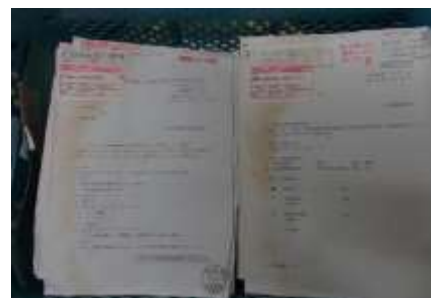


(2) 芦北警察署

警察署庁舎裏側にある屋外倉庫が約5～10センチ冠水し、保存期間中文書（2冊）及び保存期間満了後の文書（91冊）、計93冊が泥水に浸かり汚損。

【浸水及び汚損の状況】

R2.7.4 時点の芦北署庁舎裏側駐車場の状況





(3) 人吉警察署

球磨郡球磨村に所在する渡駐在所（平屋建て）が屋根付近まで水没し、保存期間中文書（37冊）及び保存期間満了後の文書（16冊）、計53冊が泥土で汚損。

【汚損の状況】



2 文書の罹災へのこれまでの対応状況等

上記、3警察署では、罹災した文書に付いた泥土等を落とし、日光に当てたり、風通しの良い場所で自然乾燥を行い、汚損の進行を防ぐ処置を実施。

著しく毀損し、利用可能な状態への復元が見込めない文書については、可能な限りデータ等による復元を行ったうえで、罹災文書（原本）は、令和3年度に実施する第5回移管・廃棄手続に併せて廃棄処理を行う予定。